

愛媛県立松山商業高等学校

いじめ防止基本方針

平成 26 年 2 月

平成 30 年 2 月改定

令和 7 年 4 月改定

学校いじめ防止基本方針

松山商業高等学校

1 学校いじめ防止基本方針の策定

この基本方針は、「愛媛県いじめの防止のための基本的な方針」に基づき、本校におけるいじめの防止、いじめの早期発見、及びいじめについての基本的な考え方や具体的な対応等について定めるとともに、それらを実施するための施策について定める。

2 いじめとは

(1) いじめの定義

いじめについて、いじめ防止対策推進法第2条から、次のとおり定義する。

いじめとは、生徒に対して、当該生徒が在籍する学校に在籍している当該生徒等と一定の人間関係にある他の生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

(2) いじめに対する基本的な考え方

- ・いじめは、人間として絶対許されない行為である。
- ・いじめは、いじめる側に責任があり、いじめられる側には責任はない。
- ・いじめは、すべての生徒に関係する問題である。
- ・いじめへの対応は、学校における最重要課題の一つであり、学校が一丸となって対応すべきものである。
- ・いじめへの対応は、家庭や警察等の関係機関との早期の連携が重要である。

(3) いじめの態様

具体的ないじめの態様には、文部科学省「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」によると、次のようなものがある。

- ・冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- ・仲間はずれ、集団により無視をされる
- ・軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ・ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- ・金品をたかられる
- ・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ・パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる

3 いじめ防止の指導体制・組織的対応

(1) いじめ・不登校生徒等対策委員会（日常の指導体制 別紙1）

①委員会の目的

「いじめ防止対策推進法」第22条に基づき、校内のいじめ防止等に係る委員会を設置することにより、いじめの防止等について組織的に対応する。

②委員構成

委員は校長が指名し、以下で構成する。

校長、教頭、生徒課長、生徒指導主事、人権教育相談課長、
人権・同和教育主任、学年主任、養護教諭、スクールカウンセラー、
PTA 会長、PTA 副会長、中学校生徒指導主事、松山市教育支援センター
事務所長・子ども総合相談センター事務所長、学校評議員

③業務内容

- ・いじめの未然防止の体制整備・取組
- ・調査結果、報告等の情報の整理・分析
- ・いじめが疑われる案件の事実確認・判断
- ・要配慮生徒への支援方針の決定
- ・専門的な知識を有する者等との連携
- ・その他いじめの防止に係ること

(2) いじめ・不登校生徒等対策委員会の設置（緊急時の組織的対応 別紙2）

①委員会の目的

「いじめ防止対策推進法」第22条に基づき設置し、校内でいじめが発生した際、1日でも早く被害生徒がいじめの解消を自覚し、関係生徒の関係が修復されるよう、いじめ解決の指導・支援を行う。

②委員構成

委員会の委員に、校長が必要と認めるもの（担任、部活顧問、保護者等）で構成する。

③業務内容

- ・いじめの正確な実態把握
- ・指導体制、方針の決定
- ・いじめの被害生徒に対する相談・支援
- ・いじめの被害生徒の保護者に対する相談・支援
- ・いじめの加害生徒に対する指導
- ・いじめの加害生徒の保護者に対する助言
- ・関係機関（教育委員会・警察・福祉関係・医療機関）との連携
- ・いじめ解消後の継続指導・経過観察

4 いじめの予防

いじめの未然防止を図るためには、日ごろから他者の感情や関心等を甘受する能力（感受性）を高めるとともに、問題状況を変えようとする人権意識・意欲・態度を高めることが大切である。

（１）教科の学習等の充実

①知識的側面

- ・人権に対する知的理解の深化
- ・いじめに対応する知識の獲得

②価値・態度的側面

- ・自分を大切な存在だと思い、自分に自信を持たせる授業づくり
- ・「違い」を認め、より良い関係を築こうとする価値観や態度の育成

③技能的側面

- ・自信を持って自己実現できるコミュニケーション技能の育成
- ・複数の情報源から情報を収集・吟味し差別を見極める技能の育成

（２）集団づくりの促進

- ・好ましい人間関係の中で実感し互いに支え合う集団作り

（３）教育相談の充実

- ・面談の定期的実施（４月・９月・１月）

（４）人権教育の充実

- ・講演会等の開催
- ・人権作文・ポスター・絵手紙の募集・掲示
- ・教師への校内研修の充実

（５）情報教育の充実

- ・教科「情報」におけるモラル教育の充実

（６）保護者・地域との連携

- ・学校いじめ防止基本方針等の周知
- ・いじめ問題について考える内容を盛り込んだ「人権の声」の発行
- ・各種研修会への参加促進
- ・公開授業の実施

5 いじめの早期発見

いじめは、早期に発見することが、早期の解決につながる。早期発見のために、日ごろから教職員と生徒との信頼関係の構築に努めるとともに、教職員にはいじめを見逃さない認知能力を向上させることが求められる。

また、生徒たちに関わるすべての教職員の間で情報を共有し、保護者の方とも連携して情報を収集することが大切である。

(1) いじめの発見

いじめを発見した場合は、その行為をすぐにやめさせるとともに、被害生徒や通報した生徒の安全を確保する。そして、いじめ対策委員会に速やかに報告し、事実確認をする。

(2) 被害生徒と加害生徒のサイン

別紙 3

(3) 教室・家庭でのサイン

別紙 4

(4) 相談体制の整備

- ・教育相談室の周知の徹底
- ・担任による面談の定期的実施（4月・9月・1月）

(5) 定期的調査の実施

- ・アンケートの実施（各学期）

(6) 情報の共有

いじめは担任以外の教職員の発見が多いので、教職員の情報共有が大切である。また、保護者等の訴えの場合は、いじめが相当深刻で進行していると考えられ、直ちに対応する必要がある。

- ・いじめの情報の報告の徹底
- ・職員会議、学年会、担任会等での情報共有
- ・配慮の必要な生徒の実態把握
- ・進級時の引き継ぎ

6 いじめへの対応

(1) 生徒への対応

① 被害生徒への対応

- ・事実確認とともに、辛い今の気持ちを受け入れ、共感することで心の安定を図る。
- ・「最後まで守りぬくこと」「秘密を守ること」を伝える。
- ・必ず解決できる希望が持てることを伝える。
- ・自信を持たせる言葉をかけるなど、自尊感情を高めるよう配慮する。

② 加害生徒への対応

- ・いじめた気持ちや状況などについて聞き、生徒の背景にも目を向ける。
- ・心理的な孤立感・疎外感を与えないようにする。
- ・いじめが人として決して許されない行為であることやいじめられる側の気持ちを認識させる。

(2) 関係集団への対応

- ・当事者だけの問題にとどめず、学校全体の問題として考えさせる。
- ・いじめの傍観者からいじめを抑止する仲裁者への転換を促す。
- ・「いじめは決して許さない」という毅然とした姿勢を示す。
- ・見て見ぬふりをする行為も、いじめを肯定していることを理解させる。
- ・いじめを訴えることは勇気ある行動であると理解させるよう指導する。
- ・いじめについて話し合い、自分たちの課題として意識させる。

(3) 保護者への対応

① 被害生徒の保護者に対して

- ・発見したその日のうちに、家庭訪問等で面談し、事実関係を直接伝える。
- ・学校の指導方針を伝え、今後の対応について協議する。
- ・保護者のつらい気持ちや不安な気持ちを共感的に受け止める。
- ・継続して家庭と連携を取り、解決に向かって取り組むことを伝える。
- ・家庭での生徒の変化に注意してもらい、些細なことでも相談するように伝える。

② 加害生徒の保護者に対して

- ・正確な事実関係を説明し、いじめられた生徒や保護者のつらく悲しい気持ちを伝え、より良い解決を図ろうとする思いを伝える。
- ・「いじめは決して許されない行為である」という毅然とした姿勢を示し、事の重大さを認識させ、家庭での指導を依頼する。
- ・生徒の変容を図るために、今後の関わり方などを一緒に考え、具体的な助言をする。

③ 保護者同士が対立する場合など

- ・双方の和解を急がず、相手や学校に対する不信等の思いを丁寧に聞き、寄り添う態度で臨む。
- ・管理職が率先して対応することが有効な手段となることもある。
- ・教育委員会や関係機関と連携し解決を目指す。

(4) 関係機関との連携

① 教育委員会との連携

- ・関係生徒への支援・指導、保護者への対応
- ・関係機関との調整

② 警察との連携

- ・いじめが暴力行為や恐喝など、犯罪等と認められる事案の相談
- ・生徒の生命・身体の安全が脅かされる場合の迅速な通報

- ③ 福祉関係との連携
 - ・家庭の養育に関する指導・助言
 - ・家庭での生徒の生活、環境の状況把握
- ④ 医療機関との連携
 - ・精神保健に関する相談
 - ・精神症状についての治療、指導・助言

(5) いじめの解消についての判断

いじめは、単に謝罪をもって容易に解消とすることはできない。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断するものとする。

① いじめに係る行為が止んでいること

いじめが止んでいる状態が、少なくとも3か月以上継続していること。ただし、いじめの被害の重大性等から必要があるときは、より長期の期間を設定し状況を注視すること。

② 被害生徒が心身の苦痛を感じていないこと

被害生徒本人及び保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

上記のいじめが「解消している」状態とは、あくまで、一つの段階に過ぎず、いじめが再発する可能性が十分にあることを踏まえ、日常的に注意深く観察する必要がある。

7 ネットいじめへの対応

(1) ネットいじめとは

パソコンや携帯電話・スマートフォンを利用して、特定の子供の悪口や誹謗中傷等をインターネット上のWebサイトの掲示板に書き込んだり、メールを送ったりするなどの方法により、いじめを行うもの。

(2) ネットいじめの予防

① 保護者への啓発

- ・フィルタリングの励行
- ・家庭における生徒たちを危険から守るためのルール作り
- ・トラブルに巻き込まれた場合の生徒への問いかけ、学校への連絡

② 情報教育の充実

- ・情報モラル教育の充実
- ・インターネットの特殊性による危険や、陥りやすい心理を踏まえた指導

③ ネット社会についての講話（防犯）の実施

(3) ネットいじめへの対処

① ネットいじめの把握

- ・被害者からの訴え
- ・閲覧者からの情報
- ・ネットパトロール

② 不当な書き込みへの対応

- ・状況確認（ネット上のいじめの発見、生徒保護者からの相談等）
- ・状況の記録（アドレス確認・プリントアウトやカメラでの撮影）
- ・掲示版の管理人に削除依頼
- ・掲示版のプロバイダに削除依頼
- ・削除依頼メールの再確認
- ・警察や法務局への相談

8 重大事態への対応

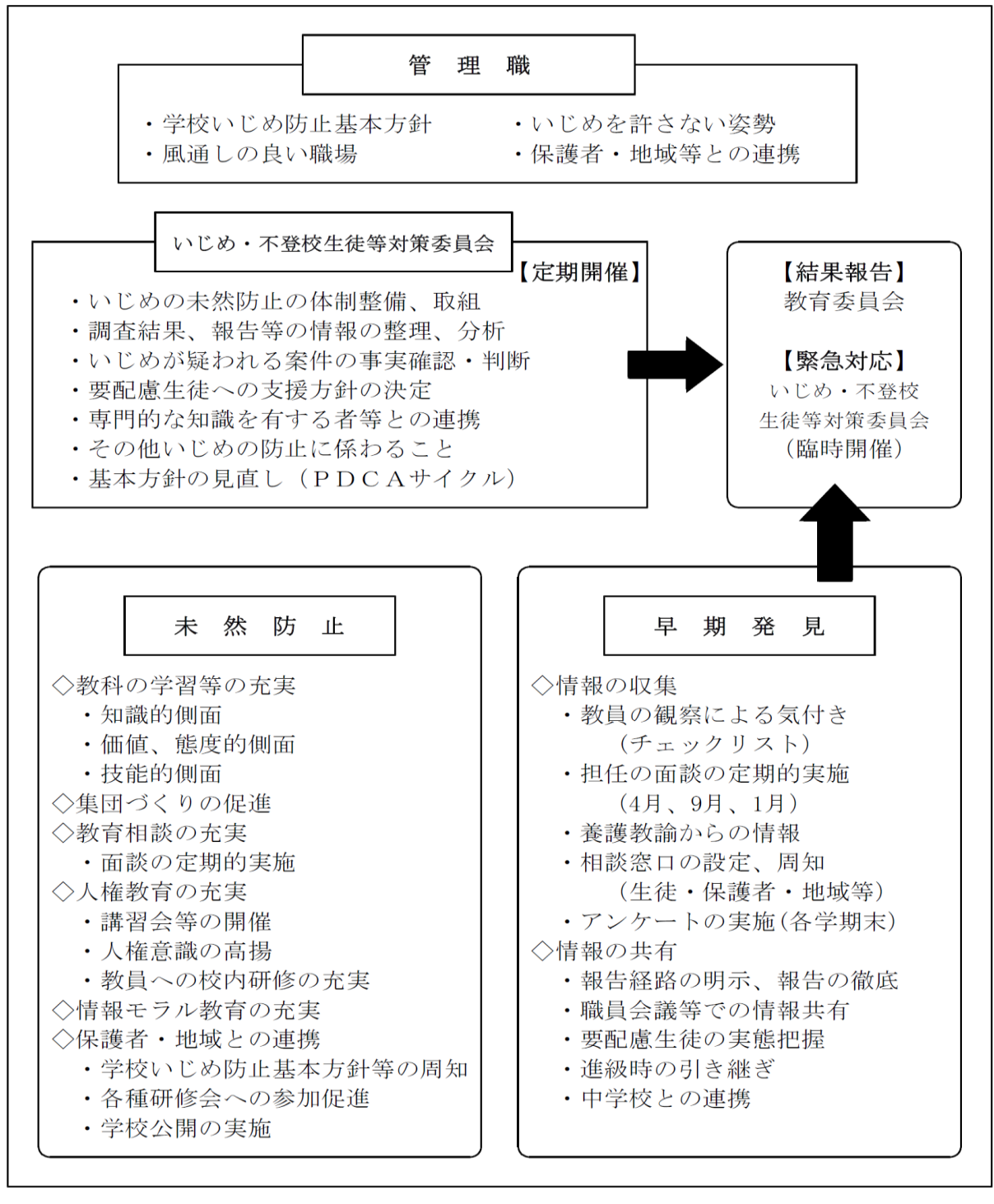
(1) 重大事態とは

- ① いじめにより当該学校に在籍する生徒の生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。（生徒が自殺を企図した場合等）
- ② いじめにより当該学校に在籍する生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。（年間 30 日を目安とし、一定期間連続して欠席しているような場合などは、迅速に調査に着手する。）

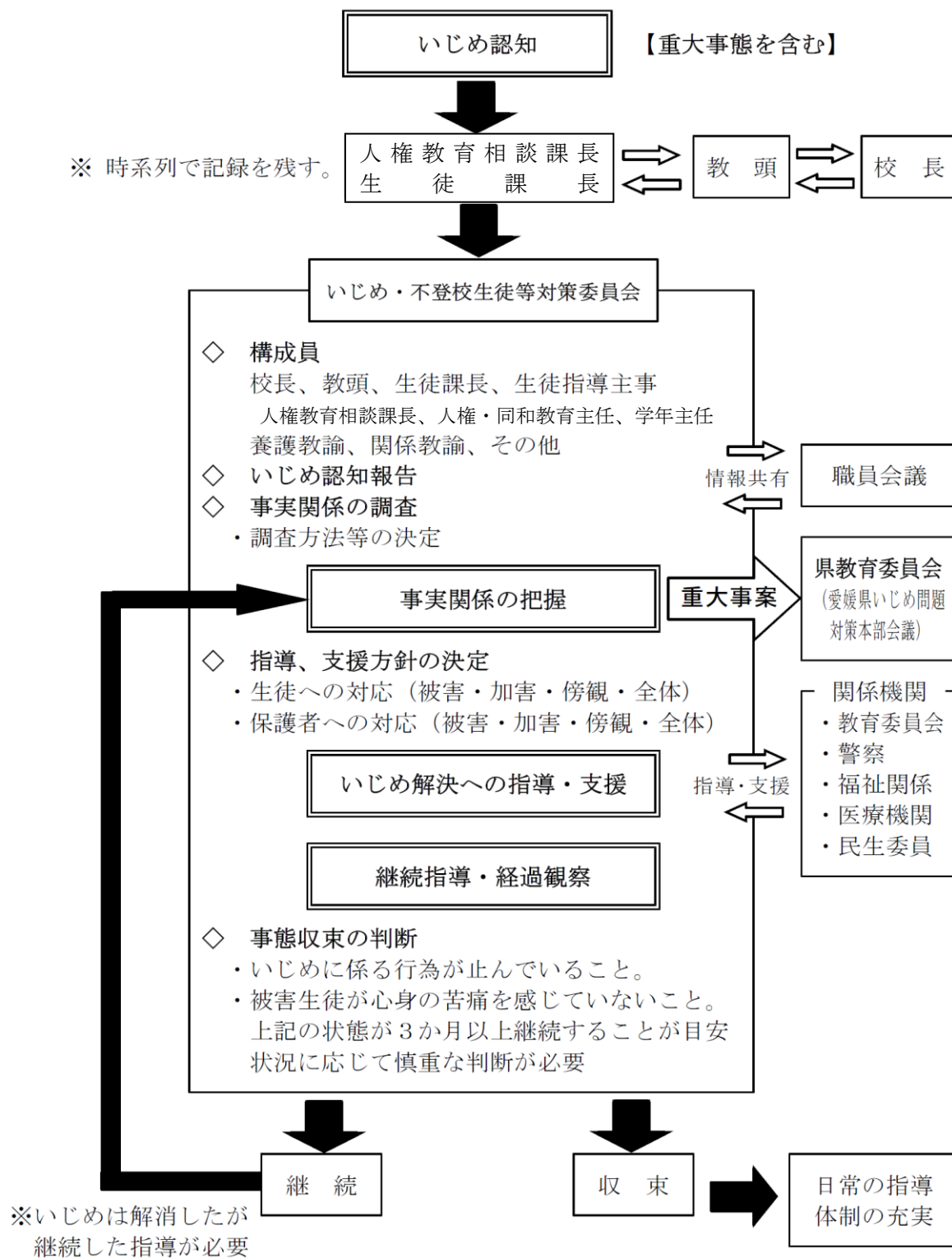
(2) 重大事態への具体的な対応

発生事案について、いじめ対策委員会において重大事態と判断した場合は、県教育委員会に報告するとともに、全教職員の共通認識のもと、いじめられた生徒を守ることを最優先としながら、適切な対処や調査を迅速に行う。

日常の指導体制（未然防止・早期発見）



緊急時の組織的対応（いじめへの対応）



別紙 3

1 被害生徒のサイン

いじめられている生徒は自分から言い出せないことが多い。多くの教員の目で多くの場面で生徒を観察し小さなサインを見逃さないことが大切である。

場面	サイン
登校時 朝の S H R	遅刻・欠席が増える。その理由を明確に言わない。 教員と視線が合わず、うつむいている。 体調不良を訴える。 提出物を忘れたり、期限に遅れる。 担任が教室に入室後、遅れて入室してくる。
授業中	保健室・トイレに行くようになる。 教材等の忘れ物が目立つ。 机の周辺が散乱している。 決められた座席と異なる席に着いている。 教科書・ノートに汚れがある。 突然個人名が出される。
休み時間等	弁当にいたずらをされる。 昼食を教室の自分の席で食べない。 用のない場所にいることが多い。 ふざけ合っているが表情がさえない。 衣服が汚れていたりしている。 一人で清掃している。
放課後等	慌てて下校する。または、用もないのに学校に残っている。 持ち物がなくなったり、持ち物にいたずらされる。 一人で部活動の準備、片付けをしている。

2 加害生徒のサイン

いじめている生徒がいることに気がついたら、積極的に生徒の中に入り、コミュニケーションを増やし、状況を把握する。

- ・教室内で仲間同士で集まり、ひそひそ話をしている。
- ・ある生徒にだけ、周囲が異常に気を遣っている。
- ・教員が近付くと、不自然に分散したりする。
- ・自己中心的な行動が目立ち、ボスの存在の生徒がいる。

別紙 4

1 教室でのサイン

教室内がいじめの場所となることが多い。教員が教室にいる時間を増やしたり、休み時間に廊下を通る際に注意を払うなど、サインを見逃さないようにする。

- ・嫌なあだ名が聞こえる。
- ・席替えなどで近くの席になることを嫌がる。
- ・何か起こると特定の生徒の名前が出る。
- ・筆記用具の貸し借りが多い。
- ・壁等にいたずら、落書きがある。
- ・机や椅子、教材等が乱雑になっている。

2 家庭でのサイン

家庭でも多くのサインを出している。生徒の動向を振り返り、確認することでサインを発見しやすい。以下のサインが見られたら、学校との連携が図れるよう保護者に伝えておくことが大切である。

(1) いじめられている生徒

場 面	サ イ ン
朝（登校前）	朝起きてこない。布団からなかなか出てこない。 朝になると体の具合が悪いと言い、学校を休みたがる。 遅刻や早退が増えた。 食欲がなくなったり、黙って食べるようになる。
夕（下校時）	携帯電話やメールの着信音におびえる。 勉強しなくなる。集中力がない。 家からお金を持ち出したり、必要以上のお金を欲しがる。 遊びの中で、笑われたり、からかわれたり、命令されている。 親しい友達が遊びに来ない、遊びに行かない。
夜（就寝前）	表情が暗く、家族との会話も少なくなった。 些細なことでイライラしたり、物にあたったりする。 学校や友達の話題が減った。 自分の部屋に閉じこもる時間が増えた。 パソコンやスマホをいつも気にしている。 理由をはっきり言わないアザや傷跡がある。

夜間(就寝後)	寝つきが悪かったり、夜眠れなかったりする日が続く。 学校で使う物や持ち物がなくなったり、壊れている。 教科書やノートに嫌がらせの落書きをされたり、破られたりしている。 服が汚れていたり、破れていたりする。
---------	--

(2) いじめている生徒

- ・言葉づかいが荒くなる。
- ・言う事を聞かない。
- ・人のことをばかにする。
- ・買ったおぼえのないものを持っている。
- ・与えたお金以上のものを持っている。
- ・お小遣いでは買えないものを持っている。